

(退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収について)

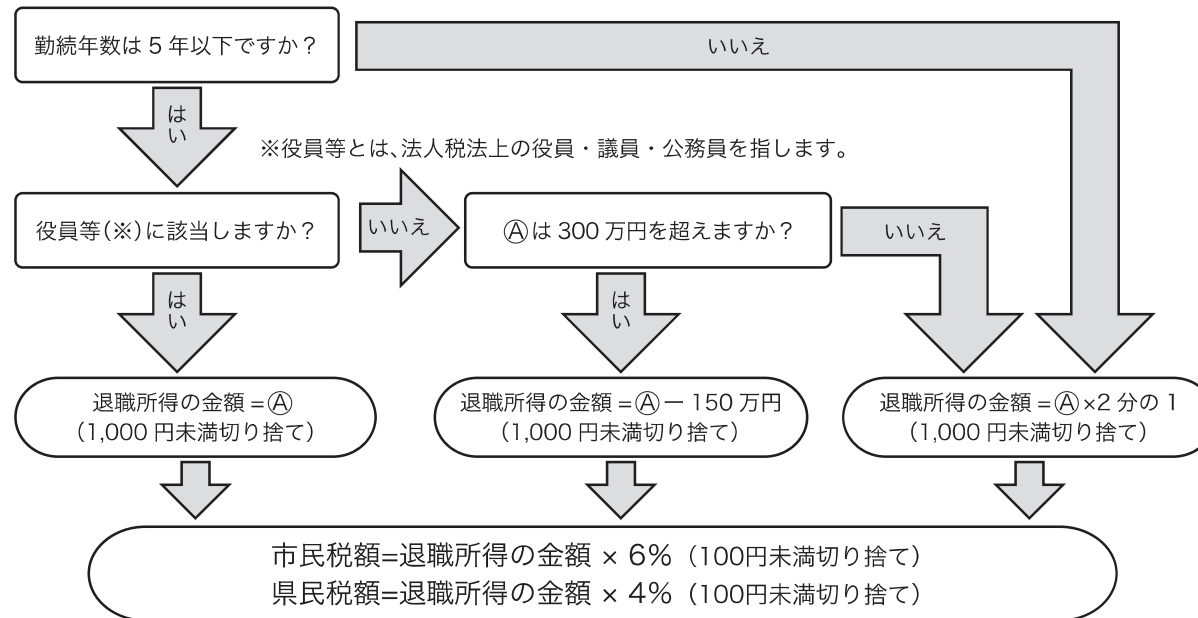
市民税・県民税は、所得の発生した翌年度に課税されますが、退職所得（退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で、以下「退職手当等」といいます。）の課税については、所得税と同様に、他の所得と分離して、退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくようになっております。このように、特別徴収される退職所得に対する個人の市民税・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

1. 分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在に、川西市に住所を有し、退職手当等の支払を受ける方です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は除かれます。

2. 分離課税に係る所得割の計算

退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した（引いた）後の残額（以下「A」とします。）を基に、受給者の勤続年数等によって、下図に従って計算してください。



○退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額	
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)	障がい者になったことに直接起因して退職された場合は、左記により計算した金額に100万円が加算されます。
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円 × (勤続年数-20年)	

☆退職所得控除額の早見表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
年	万円	年	万円
1	80	21	870
2	80	22	940
3	120	23	1,010
4	160	24	1,080
5	200	25	1,150
6	240	26	1,220
7	280	27	1,290
8	320	28	1,360
9	360	29	1,430
10	400	30	1,500
11	440	31	1,570
12	480	32	1,640
13	520	33	1,710
14	560	34	1,780
15	600	35	1,850
16	640	36	1,920
17	680	37	1,990
18	720	38	2,060
19	760	39	2,130
20	800	40	2,200